

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会しぶし生活自立支援センター支援調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく生活困窮者の自立の促進に関する事業（以下「自立相談支援事業」という。）の円滑な推進を図るため、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会しぶし生活自立支援センター支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 支援調整会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係機関において、プラン内容の確認及び支援にあたっての役割分担や他機関へのつなぎ等についての調整
- (2) 地域の課題を整理し、必要な社会資源の掘り起こしや新たな社会資源の開発
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 支援調整会議は、総括者及び構成員をもって構成する。

- 2 総括者は、しぶし生活自立支援センター所長をもって充てる。
- 3 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。
- 4 構成員は、次に掲げる機関（以下「構成機関」という。）の関係者から社会福祉法人志布志市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 大隅公共職業安定所
 - (2) 志布志市福祉課
 - (3) 志布志市保健課
 - (4) 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会
 - (5) その他の関係機関、団体

(任期)

第4条 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 構成員は、再任されることができる。
- 3 構成員の任期中、前条第4項第1号から第5号までに掲げる職を離れたときに、解任され、又は解嘱されるものとする。

(会議)

第5条 支援調整会議は、必要に応じて会長が招集し、総括者が議長となる。

- 2 総括者が必要と認める場合は、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議及び会議の資料は非公開とする。

(秘密保持)

第6条 構成員及び前条第2項により会議に出席した者（以下「構成員等」という。）は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

2 構成員等は、会議の資料を関係者以外に情報が漏れないよう厳重に管理しなければならない。

(事務局)

第7条 支援調整会議の事務を処理するため、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、支援調整会議での協議を経たうえで、会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条第4項関係）

No	構成機関名	職名
1	大隅公共職業安定所	統括職業指導官
		就職支援ナビゲーター
2	志布志市福祉課	社会福祉係長
		障害福祉係長
		保護係長
3	志布志市保健課	地域支援係長
4	社会福祉法人志布志市社会福祉協議会	事務局長
		福祉課長補佐
5	その他の関係機関、団体	志布志市商工会事務局長